

平成30年度京都市客引き行為等対策審議会 摘録

1 日時

平成31年1月29日（火） 午前9時30分～午前11時30分

2 場所

本能寺文化会館（ホテル本能寺西館）5階「雁」
（京都市中京区寺町御池下る下本能寺前町522番地）

3 出席者（6名出席）

佐伯会長，辻副会長，市原委員，大島委員，後藤委員，西田委員

4 議事内容

（開会）

吉田局長： 本日は，朝早くから当審議会に参画いただき，また，平日頃は行政，特に安心安全の取組に対し，御協力いただき，お礼申し上げます。本日は，客引き行為等についての，今の取組状況についての報告をさせていただく。皆様方からの御助言，それから警察，行政，地域の方，商店会の方の御協力が得られ，河原町等については，パトロールの強化をされており，その成果が現れてきていると思っている。ただ，一方で，我々の目をかいくぐって，また新たなやり方で客引き等を行っているというケースも見られると聞いている。まずは，大学生等の周知，そして市民への周知，現状を把握してピンポイントで指導を行うことや，その強化についても考えていかなければならないと思っている。本日は，今の取組状況について御説明をさせていただいたうえで，更なる強化のため皆様方から御意見を頂戴して，次に繋げていきたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

事務局：（配布資料確認）

（委員紹介）

（定足数の確認）

（議事）

佐伯会長： それでは，議事進行について御協力いただくようお願いしたい。本日の全体の流れは，次第にあるように，3議題の(1)「客引き行為等対策の取組状況について」，(2)の「他の地方公共団体の取組状況について」，(3)の「その他」について，事務局から御説明いただく。(3)の「その他」については，資料4のとおり，「京都市における客引き行為等対策の課題と他都市との比較について」などとなっている。よろしくお願ひする。

（議題(1)：客引き行為対策の取組状況について）

佐伯会長： それでは，議題(1)の客引き行為等対策の取組状況について事務局から説明をお願ひしたい。

事務局：（資料2に基づき説明）

佐伯会長： この間の市の取組経過と指導等の状況，周知啓発の取組について説明があったが，御質問等あるか。

大島委員： 資料2-2の指導件数について，2の行為態様別の「風俗」が0件となっているが，これは，風俗店の客引き行為がなくなったのか，あるいは指導する機会がうまく避けられているだけなのか。先ほど冒頭で挨拶いただいたときに「巧みに

すり抜ける」と言っていたこととも関連するが、どのような状況か。

また、客引き行為等に関しては、大学生による客引き行為等が深刻となっている一方で、祇園界隈でのプロの業者による風俗店の客引き行為についても重要な課題となっていると思うので、その状況についても伺いたい。

事務局： 風俗店の客引き行為だが、なくなっていない。特に木屋町地域を中心に、居酒屋の客引き行為者よりも相当多数の風俗店の客引き行為者がいる。特に午後8時半頃から深夜にかけては、居酒屋ではなく風俗店の客引き行為者が多く活動する時間となっている。敷地内あるいは木屋町通の路上に出て、客引き行為を行っている。

風俗店の客引き行為者について、これまで指導実績がないのは、京都府警察の捜査を優先させているという点が一番大きくあげられる。風俗店の客引き行為については、本市の条例にも違反するものであるが、風俗営業法や京都府迷惑行為防止条例にも違反するものであり、風俗営業法の違反あるいは京都府迷惑行為防止条例の違反となる客引き行為については、京都府警察において取締りを行っている。警察による取締りに関しては、京都市の指導員による指導等と異なり、行為を現認した現行犯について逮捕するという場合もあれば、長期間にわたる内偵捜査を行ったうえで逮捕に至る場合もある。後者の場合、指導員による指導等が京都府警察の捜査に支障をきたすということがあり得るため、条例の対象と京都府迷惑行為防止条例の対象とが重複する範囲については、京都府警察による取締りを優先している。これは、罰則について、京都市の条例では、同様の違反行為を4回繰り返した場合に5万円以下の過料が科され、氏名等を公表されるのに対し、京都府迷惑行為防止条例では、1回の違反行為で刑罰が科せられるため、同じ行為に対する罰則がより重い方を優先させようという趣旨である。

西田委員： 被指導者の学識別の割合に関して、大学生が56%となっているが、大学生については、その大学名まで把握しているのか。仮に把握しているのであれば、個別の大学に対する働きかけについて、大学側からも働きかけられる部分もあると思うが、どのように活かしていくのか、あるいは活かしているのか。

事務局： 資料2-2のとおり、アルバイトとして客引き行為等を行った者は、大学生102名、専門学校生12名、高校生8名であり、大学生がほとんどである。大学名については指導時に学生証等で身分を確認しているので把握している。客引き行為者の求人については、条例違反となるため、求人広告を出すことができないが、大学のサークル等を通じて、口コミで広がっていく。京都市には大学が多いため、一つの大学の学生に情報が入れれば、大学の垣根を越えてあっという間に広がっていくという状況である。大学生の名前が条例違反により公表されてしまうと、その大学生の将来にも関わるため、大学での啓発物品の配布のみならず、個別に大学の学生課長等と直接会って具体的な対策について話すことで、大学生対策を進めているところである。

最初は、学外でのことに関して大学側は関わらないというような意見もあったが、最近、風俗店の勧誘行為を行っていた大学生が逮捕された事件もあり、大学関係者の意識も変化してきている。今後も、大学生対策はしっかりと行っていきたい。

佐伯会長： 私どもの大学でも客引き行為のアルバイトが多いということもあり、懸念している。学生にとっては、高額なアルバイト料が大きな魅力となって、広まっているのだと思う。

また、京都市では条例により客引き行為等が禁止されているということについて、学生はあまり認識していないように思う。大学では、毎年4月に各学部で実施されるオリエンテーションにおいて、学生指導を担当する教員や学生課長が、新1回生に対し、客引き行為等のアルバイトには気を付けるよう注意しているが、これは主に、勧誘行為によって風俗店等でアルバイトをするようになることにつ

いて注意喚起するもので、自分が客引き行為等を行うことで氏名等が公表される可能性があるというような説明は、おそらくしていない。

根気強く個別に大学を回り、4月のオリエンテーションで新1回生に対してしっかりと注意喚起してもらえよう、依頼していただきたい。2回生、3回生になると、学生全体に対して行うオリエンテーションがあまりなく、ある場合でも学生の参加率が悪いので、新入生向けのオリエンテーションでの啓発は、一定の効果が見込めるように思う。

(議題2)：他の地方公共団体の取組状況について)

佐伯会長： それでは、引き続き、議題(2)の他の地方公共団体の取組状況について事務局から説明をお願いしたい。

事務局： (資料3に基づき説明)

佐伯会長： 全国の客引き禁止条例制定状況と大阪市と名古屋市での取組状況について、御質問等があるか。

後藤委員： 条例を制定している地方公共団体は、そのほとんどが「市」の中、兵庫県だけ「県」であるが、兵庫県は県で条例を制定したことには何か理由があるのか。市において条例を制定する場合と、県において条例を制定する場合とでは、効果等や運用の面で何か違いがあるのか。

事務局： 兵庫県では、兵庫県と神戸市のいずれにおいても条例の制定について検討されたが、最終的に兵庫県が制定するという事になったようである。

現状では、禁止区域の指定が神戸市の三宮地区だけとなっているが、姫路市、西宮市、尼崎市など、兵庫県内には神戸市以外にも繁華街を抱える市がいくつかあり、これらの市でもやはり大なり小なり客引き行為等による問題が起きている。このような市における客引き行為等対策を県が一手に引き受けることとした場合、県庁のある神戸市から、例えば姫路市といった兵庫県の端の市にまで指導員を巡回させ、指導等を行うことができるのかというような運用面での課題が出てくる。兵庫県の担当者に聞いたところ、都道府県ではなく市町村レベルで条例を制定し、よりきめ細かい巡回や指導等を行った方が、実行性がある対策となるのではないかと考えているとのことであった。

大島委員： 条例を制定している地方公共団体が東日本に集中している理由は何かあるのか。

事務局： 理由は不明だが、行政による客引き行為等対策には大きく分けて2通りあり、一つは、指導員による巡回及び指導等を中心とした対策、もう一つは、警備会社に委託し、客引き行為等が多く行われている大きな交差点や人通りの多い交差点で警備員がハンドマイクを持って、客引き行為等の禁止を呼びかけるという対策である。後者の対策は、関東の地方公共団体のほとんどが採用しているもので、通行量の多い交差点で客引き行為等を行うことができなくなるという効果が認められている。関西では、京都・大阪・兵庫のように、前者の対策を採用している地方公共団体が多い。また、新しく条例を制定した仙台市、名古屋市及び熊本市では、関西と同様、指導員による巡回及び指導等を中心とした客引き行為等対策を採用している。

大島委員： 福岡市や北九州市などは、客引き行為者が反社会組織と関係している可能性というのが特に予想されやすいように思うが、これらの都市で条例が制定されていないというのは意外である。

事務局： 福岡県では、迷惑行為防止条例を改正したり、別途客引き行為等の禁止に関する条例を制定したりすることなどについて、色々と検討したようだが、今のところ、客引き行為等対策について行政がイニシアティブをとっていく等の動きは聞いていない。広島市や横浜市などの政令指定都市でも、そのような動きは今のところ聞いていない。

川崎市では、条例が制定されており、指導員13名による巡回がなされている

が、地元の機運に助けられている部分もかなり大きいと聞いている。

広島県では、風俗案内所が新聞で問題視され、課題になっていると聞いている。

関東は、繁華街が多く、昼間人口（客引きの対象となる客層）を多く抱えているため、客引き行為等の数も多くなり、その対策として条例を制定している地方公共団体が関東に多いという傾向がある。

さらに、近隣の地方公共団体が条例を制定すると、その周りの地方公共団体にも影響が出てくる。東京のある特別区が条例を制定すると他の特別区や周辺の地方公共団体も同様に条例を制定し始めるし、京都市が制定すれば、関西の政令指定都市等でも同様の動きが広まるため、最初は、条例を制定する地方公共団体に地域的な偏りが出てきやすいのではないかと聞いている。

都道府県の迷惑防止条例からアプローチしていくのか、それとは別に個別に条例を制定するのかについては、行政だけでなく警察も含めて整理する必要があるため、各都市の間でばらつきがある。最終的には、訪日外国人の増加に伴い、客引き行為対策の機運が全国的に醸成されていくのではないかと聞いている。

（閉会）

事務局：委員の皆様から貴重な御意見をいただき、お礼申し上げます。本日の予定は以上である。閉会にあたり、京都市を代表して京都市文化市民局くらし安全推進部長の土井からお礼を申し上げます。

土井部長：本日は長時間にわたって御審議いただき、誠に申し上げます。

京都市としても、繰り返しになるが、客引きの取締りをやっていく中で、風俗関係、スカウト関係がかなり悪質になっていることが浮き彫りになってきている。こういうことについては、なかなか京都市だけで対応しきれないという部分があるので、さらに京都府警察と連携し、市民の皆様方の安心に繋がるような取組を推進していきたいと思っている。

来年度は、今回審議いただいた内容をさらに精査して、他都市の条例の話なども聞きながら、次のステップを目指していかないと聞いているので、今後とも引き続き御意見を賜りたい。今後ともよろしくお願ひしたい。